

# 4%掛金建て私的年金の導入効果

高山 憲之, 山口 光太郎

## 1. はじめに

給付建ての制度を賦課方式で運営している公的年金は今後、現役世代の絶対数が減少し経済成長率が低下するなかで財政的には苦難を強いられる。公的年金保険料をめぐる世代間の負担格差を可能なかぎり縮小させようとするれば、公的年金の1階部分（基礎年金）について財源を年金保険料から年金目的の消費税に切りかえ、2階部分についても総給付費の増大を抑制するような年金給付のスリム化が避けられない。

公的年金の守備範囲を縮小させるとき、私的年金をいっそう奨励しないと世代を越えて老後所得の安定化を実現させることはできない。

本稿では、そのために拠出率4%（対賃金比）の掛金建て私的年金（積立方式で財政運営する）を2000年度から導入する場合の効果を分析する。その前に、公的年金のスリム化案を具体的に示し、その財政シミュレーションを試みる。

## 2. 公的年金のスリム化

民間サラリーマンが加入している公的年金は日本では厚生年金と呼ばれている。その年金保険料は労使込みで1999年度時点では17.35%である。現行制度のまま給付を維持し、1階の基礎年金部分の国庫負担分を3分の1（現行）のまま変えないとすると、2025年度以降、年金保険料を34.5%まで引き上げる必要があると厚生省年金局では試算している。

給付水準は世代間では基本的に変わらないのに保険料負担は将来世代の方が現在世代のほぼ2倍となる。このような負担の「先送り」は不公平であるという批判が強く、年金不信を招く主要な原因となっている。

保険料負担を現行水準以上に引き上げなければ、こ

のような批判を免れることができる。その方策を本節では具体化し、厚生年金財政の将来シミュレーションを試みる。

### 2.1 スリム化案の具体的内容

スリム化の基本的アイデアは①基礎年金財源の切りかえ、および②給付適正化、の2つである。

まず、基礎年金給付の3分の1となっている国庫負担割合を2000年度から直ちに変更し、基礎年金の全額を国庫が負担すると仮定する。従来、その3分の1を国庫が負担していたので、残りの3分の2を新たな財源に求めることにする。それは年金目的の消費税である。仮に1998年度に同様の切りかえを試みたとすると、年金目的消費税の税率は3.3%となった。このような新財源を導入すると、厚生年金の保険料は同年度において4.0%だけ引き下げることが可能となった。すなわち17.35%の保険料は13.35%まで引き下げることができた。2000年度切りかえのさいにも厚生年金の保険料を4%だけ引き下げると仮定する。

その後10年間は景気動向に配慮して年金保険料を凍結する。そして景気回復を待った後、2010年度に2.5%だけ引き上げ15.85%とする。そして2015年度に1.5%分だけさらに引き上げて現行の17.35%と同じ水準にもどす。その後は可能なかぎり長く17.35%を維持する。なお、この場合、2025年度における年金消費税の税率は6.1%になると厚生省年金局では試算している。

給付適正化の具体的内容は次の4つである。すなわち①60歳代後半層に在職老齢年金を導入する（65-69歳層で賃金を稼ぐ人からも年金保険料を徴収する一方、年金給付を部分的に減額する。減額方法は自由民主党＝厚生省案と同様であり、月給プラス年金給付の合計額が37万円超の人について賃金増2に対し給付減1とする）、②年金給付は65歳以降、物価スライドにとどめ、賃金スライドはしない（ただし64歳までは賃金の再評価を従来どおり継続する）、③基礎年金（1階部分）も物価スライドにとどめる、④標準年金の拠

たかやま のりゆき 一橋大学 経済研究所  
〒186-8603 東京都国立市中2-1  
やまぐち こうたろう 第一生命経済研究所  
〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

出要件を40年から45年に伸ばす（伸長は2001年度に開始し、2025年度に終了させる。すなわち2階部分の給付乗率を徐々に低下させ、2025年度以降1000分の6.67にする。従来は1000分の7.5であった）。

45年拠出者の年金水準（65歳時）は現行制度下のものと変わらない（平均月給の30%）。また年金受給開始年齢についても現行規定を変えていない。物価スライドは依然として保証されている。年金の実質購買力は低下しないのである。このように、ここで具体化した年金給付スリム化案はいずれもマイルドな調整を念頭においており、政治的合意形成に最大限に配慮している。

## 2.2 公的年金財政の将来シミュレーション

公的年金のスリム化を上述のような形で進めると、厚生年金の収支見通しはどのようなのだろうか。本項では、その検討結果を各年度別計数つきで報告する。

まず使用した年金財政モデルは高山・山口（1999）で説明したものと全く同じである。すなわち自由民主党の了承に基づいて1999年3月に厚生省年金局がまとめた年金改正案を基礎資料として、まず利用する。そして衆議院議員金田誠一氏の質問趣意書（1998年12月14日提出）に対する政府の答弁書を援用する。

次に賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%と仮定する。いずれも年率の名目値である。

表1 厚生年金の財政シミュレーション

年度	保険料率 (%)	収入合計 (兆円)	支出合計 (兆円)	積立金 (兆円)	年度	保険料率 (%)	収入合計 (兆円)	支出合計 (兆円)	積立金 (兆円)
2000	13.35	25.24(17.62)	18.48	178.96(9.16)	2031	17.35	53.75(42.64)	53.83	278.66(5.04)
2001	13.35	25.99(18.01)	19.55	185.40(9.00)	2032	17.35	54.40(43.29)	55.32	277.75(4.88)
2002	13.35	26.90(18.77)	20.60	191.70(8.77)	2033	17.35	54.91(43.92)	56.87	275.79(4.73)
2003	13.35	27.40(19.01)	21.85	197.24(8.59)	2034	17.35	55.75(44.52)	58.32	273.22(4.55)
2004	13.35	27.85(19.16)	22.97	202.12(8.37)	2035	17.35	55.90(45.18)	60.08	269.03(4.37)
2005	13.35	28.61(19.84)	24.15	206.59(8.13)	2036	17.35	56.37(45.85)	61.58	263.82(4.18)
2006	13.35	29.26(20.24)	25.42	210.43(7.90)	2037	17.35	56.58(46.53)	63.04	257.36(4.02)
2007	13.35	29.68(20.65)	26.62	213.49(7.67)	2038	17.35	57.02(47.20)	64.08	250.30(3.83)
2008	13.35	30.15(21.05)	27.82	215.81(7.32)	2039	17.35	57.43(47.92)	65.39	242.33(3.62)
2009	13.35	30.43(21.20)	29.47	216.77(7.00)	2040	17.35	57.81(48.67)	66.90	233.25(3.44)
2010	15.85	35.19(25.81)	30.96	221.01(6.88)	2041	17.35	58.28(49.43)	67.88	223.64(3.25)
2011	15.85	35.80(26.38)	32.14	224.67(6.68)	2042	17.35	58.61(50.26)	68.82	213.43(3.06)
2012	15.85	36.41(26.91)	33.62	227.46(6.57)	2043	17.35	59.07(51.03)	69.85	202.65(2.85)
2013	15.85	37.10(27.50)	34.60	229.96(6.46)	2044	17.35	59.49(51.87)	71.17	190.97(2.65)
2014	15.85	37.46(27.82)	35.62	231.81(6.26)	2045	17.35	59.93(52.78)	72.12	178.78(2.43)
2015	17.35	41.07(31.33)	37.02	235.86(6.22)	2046	18.00	62.36(55.71)	73.43	167.71(2.26)
2016	17.35	41.93(32.07)	37.91	239.88(6.18)	2047	18.00	62.92(56.76)	74.16	156.48(2.09)
2017	17.35	42.72(32.73)	38.81	243.79(6.15)	2048	18.00	63.66(57.86)	74.82	145.31(1.92)
2018	17.35	43.53(33.40)	39.63	247.69(6.11)	2049	18.00	64.34(58.99)	75.73	133.93(1.73)
2019	17.35	44.02(33.84)	40.54	251.16(6.02)	2050	18.00	64.99(60.13)	77.20	121.73(1.57)
2020	17.35	45.13(34.83)	41.72	254.58(5.98)	2051	18.00	65.69(61.34)	77.67	109.75(1.40)
2021	17.35	46.05(35.55)	42.60	258.03(5.94)	2052	18.00	66.51(62.50)	78.34	97.92(1.24)
2022	17.35	46.83(36.36)	43.43	261.42(5.92)	2053	18.00	67.18(63.79)	78.77	86.33(1.08)
2023	17.35	47.75(37.08)	44.17	265.00(5.82)	2054	18.00	68.09(65.16)	79.75	74.66(0.92)
2024	17.35	48.57(37.72)	45.51	268.06(5.74)	2055	18.00	68.92(66.40)	81.42	62.15(0.76)
2025	17.35	49.31(38.46)	46.68	270.69(5.68)	2056	18.00	69.89(67.77)	81.72	50.32(0.61)
2026	17.35	50.13(39.21)	47.68	273.13(5.60)	2057	18.00	70.62(69.09)	82.26	38.68(0.46)
2027	17.35	50.90(39.93)	48.78	275.24(5.52)	2058	18.00	71.65(70.48)	83.34	26.99(0.32)
2028	17.35	51.68(40.61)	49.83	277.09(5.43)	2059	18.00	72.54(71.81)	84.26	15.27(0.18)
2029	17.35	52.42(41.30)	51.01	278.50(5.27)	2060	18.00	73.38(73.28)	85.49	3.16 (—)
2030	17.35	53.12(42.01)	52.88	278.74(5.18)					

注) 基礎年金部分を除いて収入・支出の双方を推計した。収入合計欄のカッコ内は保険料収入を、また積立金欄のカッコ内は積立度合（当該年度の積立金が翌年度の支出合計の何倍となっているかを示す指標）をそれぞれ表す。

なお  $t$  年度の運用収入は

$R(t-1) \times i + [(E(t) - S(t)) \times i/2 + P(t) \times i \times (5/12)]$  に等しいと仮定した。ここでカッコ内の  $t$ ,  $t-1$  は年度を表し、 $R$  は積立金、 $E$  は「保険料・運用収入」以外の収入、 $S$  は支出合計額、 $P$  は保険料収入、 $i$  は運用利回りをそれぞれ意味している。

以上の想定に基づいて財政シミュレーションを行った結果が表1である。シミュレーションにさいして年々の収支バランスが赤字になることは許容したものの、2060年度までの期間に積立金の残高がマイナスにならないようにした。

厚生年金の保険料は相当長期間にわたって17.35%にとどめることができる。ただ、2060年度においてもプラスの積立金を保持するためには、いずれかの時点で若干の引き上げが必要となる。ピーク時の保険料率を仮に18.0%とすると2046年度に18.0%へ引き上げなければならない(図1参照)。

もっとも給付をさらにスリム化すれば年金保険料を17.35%超に引き上げる必要はなくなる。たとえば高額年金についての物価スライド一時凍結や給付乗率のさらなる引き下げ、あるいはスライド指標の変更(物価上昇率と賃金上昇率のいずれか低い方で年金給付を

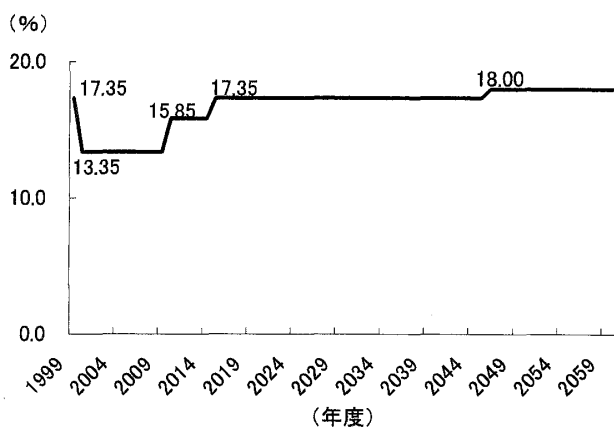


図1 厚生年金の保険料率

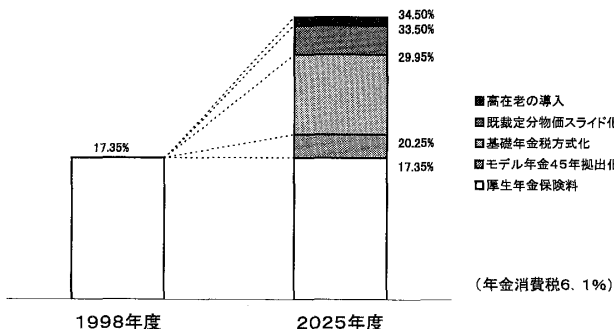


図2 2025年度の年金保険料は現行水準以下におさまる

スライドさせる)、さらには受給開始年齢の引き上げ等々がその具体的内容として考えられる。給付スリム化の手段はまだいくつか残されているのである。

いずれにせよ2025年時点における厚生年金の保険料は17.35%にとどめることができる。そのための手段と保険料引き下げ幅は図2のとおりである。

表1によると厚生年金の年金収支は2030年度まで黒字を計上している(年金積立金が年々増えている)。2031年度以降、それは赤字に転じるものの、2060年度においても積立金はマイナスとなっていないことが確認できる。積立度合(当該年度の積立金で翌年度の支出合計額を何年分賄うことができるかを指標化したもの)も2000年度は9.32とかなり高い。その度合は年々低下するものの、2025年度においても5.68という水準を維持している。

### 3. 私的年金の上乗せ効果

#### 3.1 厚生年金のモデル年金額

前節のように公的年金給付を調整する場合、公的年金である厚生年金のモデル年金額はどのように推移するのだろうか。本節では、まず、この点から考察する。

モデル年金は典型的な男性サラリーマン(賃金月額が常に男性サラリーマンの平均賃金に相当する人)を想定し、妻が専業主婦である夫婦の年金額(双方とも65歳以上)で従来、示されてきた。ここでは夫婦同年齢として、夫65歳時の年金額を計算することにした。

1階の基礎年金は1994年度価格で1人月額6万5000円である。1999年度価格では6万7017円となる。基礎年金は今後、消費者物価指数の動きにあわせて改定されるとし、年々の物価上昇率を1.5%と仮定した。

一方、2階の報酬比例部分は平均標準報酬月額(生涯平均、裁定時再評価つき)の3割とするのが、従来の考え方であった。本稿では、この金額をベースとし、前節で述べた給付調整(2001年度から2025年度までの25年間に給付乗率を徐々に1000分の7.5から1000分の6.67に引き下げる)を行うものと想定して、2階部分を計算する。なお賃金(名目値)は年々2.5%の割合で上昇すると仮定した。

表2は、以上の仮定に基づいて計算した結果である。2000年度価格でみたモデル年金額は24万7200円、代替率は66.7%となる。2000年度価格でみたモデル年金額は年々、少しずつ上昇していく(図3参照)。2050年度には29万3700円(2000年度価格表示)と

表2 厚生年金のモデル年金月額

(名目額, 千円)

生年 (年度)	算定 年度	標準報 酬月額	報酬比 例年金	基礎年 金月額	合計額
1935	2000	370.5	111.1	136.0	247.2(247.2, 66.7)
1940	2005	410.3	120.1	146.6	266.7(247.5, 65.0)
1945	2010	462.5	132.1	157.9	290.0(249.9, 62.7)
1950	2015	528.4	147.5	170.1	317.6(254.0, 60.1)
1955	2020	604.1	164.8	183.2	348.0(258.4, 57.6)
1960	2025	681.4	181.7	197.4	379.1(261.3, 55.6)
1965	2030	764.9	204.0	212.6	416.6(266.5, 54.5)
1970	2035	852.7	227.4	229.1	456.5(271.1, 53.5)
1975	2040	961.2	256.3	246.8	503.1(277.3, 52.3)
1980	2045	1,090.8	290.9	265.9	566.7(284.9, 51.0)
1985	2050	1,244.7	331.9	286.4	618.3(293.7, 49.7)

注) カッコ内の計数は第1項が2000年度価格, 第2項が代替率(対標準報酬月額比, %)を表す。

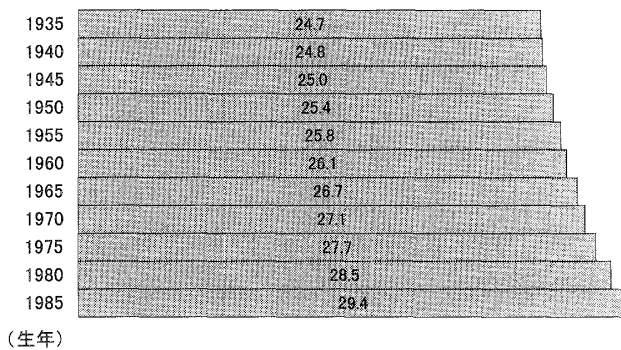


図3 モデル年金月額 (2000年度価格, 万円) の推移

なる。この上昇は実質賃金の上昇(年率1.0%)により、給付乗率を引き下げても後世代ほど2階部分の給付が少しずつ多くなることを意味している。他方、モデル年金の代替率(平均賃金比)は後世代ほど小さくなる。ちなみに2000年度は66.7%であったが、2050年度には49.7%まで低下する。これは1階の基礎年金を物価スライドのみにとどめ、賃金スライドはしていないこと、および給付乗率を引き下げたこと、の2つによっている。

### 3.2 私的年金プランの具体化

本稿では公的年金のスリム化は、その代替率の低下で示されると想定している。その低下は私的営為で補う必要がある。

そこで、2000年度より掛金率4%(月額賃金に対する割合)の掛金建て年金を創設し、それによって公的年金への上乗せを図る場合にどうなるかを調べることにした。この4%という掛金率は、たまたま基礎年金財源切りかえに伴う厚生年金保険料の引き下げ分と一

致している。ただ、掛金率が4%でない場合も想定しうる。4%掛金率はベンチマークとして考えるべきである。掛金は事業主が拠出してもよいし、従業員本人が拠出してもよい。両者の拠出分の合計が4%であると仮定する。なおボーナスからの拠出は、ここでは考えない。

制度への加入は簡単化のため25歳からとし、65歳直前まで拠出しつづけると想定する。なお制度創設時(2000年度)に55歳以上の人は考察の対象からはずしている。

給付は65歳から受給すると仮定する。簡単化のため、給付は定額の終身年金タイプに限定する(支払保証期間はゼロ)。給付は各年度末に一括して行う(年1回払い)一方、給付は各年度の期首に一括して受給すると想定する。受給期間は第18回生命表を利用して算出した。

割引率は運用利回りに等しいと仮定し、その値をパラメトリックに与えることにした。ベンチマークは年4.0%(名目値)のケースである。利回りのうち年1.0%(名目値)分は管理コスト(いわゆるハンドリング・コスト)に費消されると仮定した。したがって運用利回りが4%の場合、年金給付にまわされるのは3%分だけとなる。なお拠出時および運用時のいずれの場合も非課税とした。

### 3.3 私的年金の上乗せ効果

表3は、上述の私的年金を導入した場合に発生する上乗せ効果を整理した結果である。ここでは平均賃金を稼ぐ男性サラリーマンを想定した。まず運用利回り

表3 私的年金の上乗せ効果(運用利回り4%の場合)

(名目値)

生年 (年度)	加入年齢 (歳)	65歳到 達年度	私的年金原資 (百万円)	私的年金月額 (千円)	公的年金月額 (千円)	合計年金月額 (千円)
1950	50	2015	4.49	28.9	317.6	346.4(277.1, 74.4)
1955	45	2020	7.01	45.1	348.0	393.1(291.8, 74.5)
1960	40	2025	10.04	64.6	379.1	443.7(305.8, 74.6)
1965	35	2030	13.60	87.5	416.6	504.1(322.5, 74.9)
1970	30	2035	17.68	113.8	456.5	570.2(338.6, 75.3)
1975	25	2040	22.24	143.1	503.1	646.2(356.2, 75.5)

注) 最右欄のカッコ内の計数は第1項が2000年度価格,第2項が対平均標準報酬月額比(%)を示す。金額は最右欄のカッコ内第1項以外はすべて65歳時価格表示である。

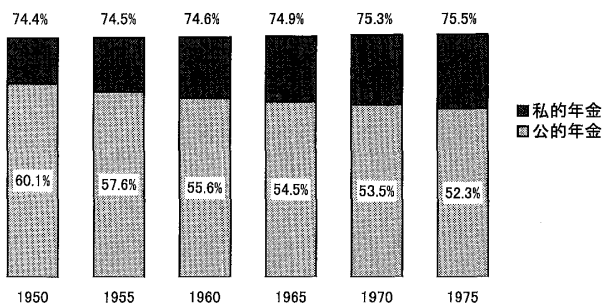


図4 生年別にみた年金の代替率 (運用利回り4%の場合)

4.0%のベンチマーク・ケースをみると、65歳時点の私的年金原資(拠出分の元利合計)は1950年度生まれが450万円弱、1960年度生まれが1000万円強、1975年生まれが2200万円強となる(いずれも65歳時価格表示)。私的年金月額は1950年度生まれが2万8900円、1960年度生まれが6万4600円、1975年度生まれが14万3100円となる勘定である(いずれも65歳時価格表示)。表2に示した公的年金月額に、この私的年金月額を上乗せすると、公私あわせた年金代替率はほぼ75%となり、いずれの世代をとっても老後所得の安定が図られることになる(図4参照)。後世代にとって公的年金の実質低下分(対賃金比)を私的年金がきっちりと穴埋めする形となる。

運用利回りが4.0%より高い場合、私的年金の上乗せ効果は当然のことながら拡大する。ちなみに運用利回りが年5.5%(名目値)の場合、1975年度生まれの人の代替率(公私年金合計分、65歳時点)は84%になっている。他方、運用利回りが3.5%(名目値)の場合、公私年金をあわせた代替率は73%台であるものの、後世代ほどわずかながら低くなる。この場合、私的年金への拠出を4%より高めないと後世代における公的年金ウェートの低下分を私的年金では埋めきれない(表4参照)。

表4 私的年金の上乗せ効果

(名目値, 千円)

生年 (年度)	合計年金月額(私的年金込み)	
	3.5%	5.5%
1950	344.2(275.3, 73.9)	354.2(283.3, 76.0)
1955	389.0(288.8, 73.8)	407.6(302.6, 77.3)
1960	437.2(301.3, 73.5)	468.0(322.5, 78.7)
1965	494.3(316.2, 73.4)	541.5(346.4, 80.4)
1970	556.5(330.4, 73.4)	624.6(370.9, 82.5)
1975	627.7(346.0, 73.3)	721.5(397.7, 84.2)

注) カッコ内の計数は第1項が2000年度価格,第2項が代替率(対標準報酬月額比,%)を表す。

#### 4. 残された課題

掛金建ての私的年金は従前の個人貯蓄や企業の退職給与(企業年金込み)を組みかえる形となる可能性が日本では高い。税制面からの優遇措置がどのように講じられるかによって、その生死が決まるだろう。とくに運用時非課税となるかが最大のポイントとなる。日本では、いわゆるマル優の原則廃止以降、一般的貯蓄については運用時課税が原則となっているからである。

アメリカでは賃金の後払いという要素を有する私的年金については課税を給付時まで猶予するという考え方が採用されている。その場合、年金が給付建てであるか掛金建てであるかの違いにはこだわっていない。また給付の支払いが年金であるか一時金であるかの違いも不問に付している。掛金建てプランの課税問題を議論するさいに参考となる考え方である。

本稿では掛金建て年金の問題点である運用利回りのボラティリティをいっさい捨象し、取りあげなかった。この問題の考察は残された課題である。また、そもそも掛金建ての制度は終身年金よりも有期年金(たとえ

ば15年間),さらには一時金給付の方が運営しやすい。本稿では,この点も考慮しなかった。くわえてハンドリングに関わるコスト(ポートフォリオの選択に関する従業員教育費用込み)は一般に低額拠出の人ほど大きい。このマイナス面をどう補うかも問題である。拠出分の運用にあたりポートフォリオの選択範囲,投資内容の変更頻度,運用機関等について各従業員に選択の自由をどこまで認めるかも具体的に詰める必要がある(一般に自由度が高いほどハンドリング・コストも

高くなる)。さらに本稿では私的年金の受給開始を65歳とした。65歳前は従来の退職一時金で生活費の一部を補填すると想定したからである。ただし,この想定が妥当であるか否かについては慎重に見極める必要がある。

#### 参考文献

- [1] 高山憲之・山口光太郎「年金財政の将来予測」『経済研究』50巻3号(1999)